

元気に、2学期がスタートしました！



28日（水）の2学期始業式では、2・4・6年生の代表児童6名が、「夏休みに楽しかったこと」や「2学期のめあて」を堂々と発表しました。

そして、教室では、どの子も思い出などを楽しそうに発表しました。

PTA 親子活動 ～6年生 肝試し～

8月9日（金）に6年生の親子活動で、肝試しが行われました。たくさんの保護者の皆さんが事前に準備を進めてくださいました。夏休みの楽しい夜のイベントとなりました。



どんなコースかな。
ドキドキです。

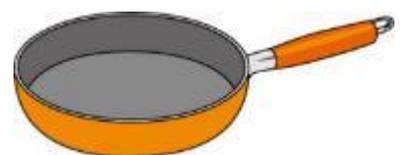


はらはらしたけれど、
楽しく過ごせました。



ご寄贈 ありがとうございます。

附船屋様より、家庭科室用にフライパンと蓋を10組寄贈いただきました。ありがとうございました。大切に使用させていただきます。



障害のある人への差別って？

障害のある人への差別をなくすことにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

不当な差別的取扱い

- ・ 障害があることを理由に入店できない。
- ・ 障害のあることが理由でスポーツクラブ等に入れない。
- ・ 障害があるという理由だけでアパートを貸してもらえない。

など

※ただし、他に方法がない場合などは「不当な差別的扱い」とならない場合があります。

合理的配慮の不提供

- ・ 聴覚障害のある人に声だけで話す。
- ・ 視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない。
- ・ 知的障害のある人にわかりやすく説明しない。

など

※障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。

なお、障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。この法律が一人一人のすることや考えを罰することはありません。しかし、障害がある人への心無い言葉や冷たい態度、視線も差別です。人をさげすみ、傷つけることは決して許されません。分け隔てのない温かな社会を築くには、私たち一人一人の考え方や接し方が問われるのです。

10月の行事予定

日	曜	行事予定	絵
1	火	マラソン大会試走会予備日	○
2	水	地区陸上大会	○
3	木	地区陸上大会予備日	○
4	金	フッ化物洗口 委員会 ALT	○
5	土		×
6	日	上越科学館標本作品展 (9/21~10/6)	×
7	月	あいさつ週間 (10/7~10/11)	○
8	火	児童朝会 (管フェス壮行会)	○
9	水	マラソン大会	○
10	木	管楽器フェスティバル	○
11	金	フッ化物洗口 バルマーク マラソン大会予備日 ALT	○
12	土	鉄道まつり (金管部、4年生参加)	×
13	日		×
14	月	体育の日	×
15	火	管理主事訪問	○
16	水		○

日	曜	行事予定	絵
17	木	クラブ	○
18	金	フッ化物洗口 委員会 PTA広報会 ALT	○
19	土	深めよう絆県民の集い	×
20	日		×
21	月		○
22	火	即位礼正殿の儀	×
23	水	全校朝会 (マラソン大会表彰)	○
24	木	クラブ	○
25	金	フッ化物洗口 委員会 ALT	○
26	土	みなみこども祭り前日準備	×
27	日	みなみこども祭り	×
28	月	振替休業日	×
29	火	振替休業日	×
30	水		○
31	木	クラブ	○